

ヘキサメチレンテトラミンを指定物質に追加 環境省



2012年9月21日に、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。今回の改正は、事故時の措置の対象となる指定物質として、ヘキサメチレンテトラミン(以下、HMT)を追加し、その製造施設等を設置する工場等の設置者に、事故時の応急措置等を義務付けるとしています。本政令の施行日は、2012年10月1日からとなります。

その背景には、HMTを含む廃液の処理を受けた事業者が、十分に処理されないまま HMT を含む廃液を河川に放流したことにより、浄水過程で注入された塩素と反応し、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止や断水が広範囲で発生した件があります。そこで、環境省において群馬県、埼玉県並びに水道に関する有識者により構成する「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、取り得るべき対応を検討していました。

水質汚濁防止法では、施設の破損等の事故が発生し、有害物質等が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れがあるときには、事故時の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。

当社では、排水等の分析について多くのお客様からご依頼を頂き、実績と経験を積み重ねております。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年9月21日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 山田悠貴